



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *17 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (循環型社会推進課)..... 1
- *18 治山事業施行規則の一部を改正する規則 (森林整備課)..... 14

○ 教育委員会規則

- *3 市町村立学校職員の平成23年4月1日における号給の調整に関する規則 16
- *4 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 17
- *5 市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 18
- *6 教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 18
- *7 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 18

○ 告示

- *283 昭和49年和歌山県告示第713号(環境基準に係る水域の指定等)の一部改正(環境管理課)..... 19
- *284 昭和52年和歌山県告示第340号(公害対策基本法等による公共用水域が該当する水域類型等の指定等)の一部改正 (")..... 19
- *285 昭和52年和歌山県告示第969号(公害対策基本法による公共用水域に該当する水域類型の指定等)の一部改正 (")..... 19
- *286 昭和53年和歌山県告示第235号(公害対策基本法による公共用水域の水域類型の指定等)の一部改正 (")..... 19
- *287 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定 (")..... 20
- 288 道路の区域変更 (道路保全課)..... 20
- 289 " (")..... 20
- 290 建築基準法による指定確認検査機関の指定 (建築住宅課)..... 21

○ 選挙管理委員会告示

- 29 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正 21

○ 和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示

- 1 さわらの漁業 22

規 則

和歌山県規則第17号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成7年和歌山県規則第44号)の一部を次のように改正する。
第4条の次に次の2条を加える。

(一般廃棄物処理施設の定期検査の申請)

第4条の2 省令第4条の4の2の申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書(別記第3号様式の2)によ

るものとする。

(一般廃棄物処理施設の定期検査結果の通知)

第4条の3 省令第4条の4の4の検査の結果を通知する書面は、定期検査結果通知書(別記第3号様式の3)によるものとする。

第9条中「第5条の5の2第1項」の次に「(省令第5条の5の4第1項において準用する場合を含む。)」を加える。

第10条の次に次の4条を加える。

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請)

第10条の2 省令第5条の5の5第1項の申請書は、熱回収施設設置者認定申請書(別記第9号様式の2)によるものとする。

(熱回収施設の認定証)

第10条の3 知事は、法第9条の2の4第1項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(別記第9号様式の3)を交付するものとする。

(認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出)

第10条の4 省令第5条の5の10第1項の届出書は、熱回収施設休廃止等届出書(別記第9号様式の4)によるものとする。

(認定熱回収施設設置者に係る熱回収の報告)

第10条の5 省令第5条の5の11第1項の報告書は、熱回収報告書(別記第9号様式の5)によるものとする。

第19条中「第12条の7の7第2項」を「第12条の7の17第2項」に改める。

第20条中「第12条の7の7第4項」を「第12条の7の17第4項」に改める。

第21条中「第12条の7の7第5項」を「第12条の7の17第5項」に改める。

第26条を次のように改める。

(準用)

第26条 第18条第2項及び第4項の規定は、法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項並びに法第9条第3項(法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出について準用する。この場合において、第18条第2項及び第4項中「前項の」とあるのは「法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項並びに法第9条第3項(法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)」の」と、「指定証」とあるのは「許可証」と読み替えるものとする。

2 第18条第2項及び第4項の規定は、政令第5条の5(政令第7条の4において準用する場合を含む。)の規定による届出について準用する。この場合において、第18条第2項及び第4項中「前項の」とあるのは「政令第5条の5(政令第7条の4において準用する場合を含む。)」の」と、「指定証」とあるのは「認定証」と読み替えるものとする。

第27条第1項中「又は登録廃棄物再生事業者」を「、登録廃棄物再生事業者又は熱回収施設の設置者に、又は登録証明書」を「、登録証明書又は認定証」に、「き損し」を「毀損し」に、「許可証・指定証・登録証明書再交付申請書」を「許可証・指定証・登録証明書・認定証再交付申請書」に改める。

第28条ただし書中「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を「産業廃棄物処理計画書、産業廃棄物処理計画実施状況報告書、特別管理産業廃棄物処理計画書、特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書及び産業廃棄物管理票交付等状況報告書」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第28条関係)

提出書類	提出部数	経由機関
一般廃棄物処理施設設置許可申請書	2	当該施設の所在地を管轄する保健所長

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書	2	
一般廃棄物処理施設定期検査申請書	2	
特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書	2	
一般廃棄物処理施設変更許可申請書	2	
一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書	2	
一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書	2	
一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書	2	
一般廃棄物処理施設欠格要件該当届出書	2	
熱回収施設設置者認定申請書 (一般廃棄物処理施設に係るもの)	2	
熱回収施設休廃止等届出書 (一般廃棄物処理施設に係るもの)	2	
熱回収報告書 (一般廃棄物処理施設に係るもの)	2	
一般廃棄物処理施設設置届出書	2	
一般廃棄物処理施設変更届出書	2	
一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書	2	
一般廃棄物処理施設設置者合併(分割)認可申請書	2	
一般廃棄物処理施設設置者相続届出書	2	
産業廃棄物事業場外保管届出書	2	保管の場所の所在地を管轄する保健所長
産業廃棄物事業場外保管変更届出書	2	
産業廃棄物事業場外保管廃止届出書	2	
産業廃棄物処理計画書 (経由しない場合は1)	2	県内(和歌山市を除く。以下同じ。)に主たる事務所がある場合は、その事務所の所在地を管轄する保健所長
産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (経由しない場合は1)	2	
特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書	2	保管の場所の所在地を管轄する保健所長
特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書	2	
特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書	2	
特別管理産業廃棄物処理計画書 (経由しない場合は2)	2	県内に主たる事務所がある場合は、その事務所の所在地を管轄する保健所長
特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (経由しない場合は1)	2	
産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (経由しない場合は2)	3	当該事業場の所在地を管轄する保健所長
措置内容等報告書	2	
再生利用個別指定業指定申請書 (経由しない場合は1)	2	(再生輸送業) 県内に主たる事務所がある場合は、その事務所の所在地を管轄する保健所長
再生利用個別指定業変更指定申請書 (経由しない場合は1)	2	(再生活用業) 当該業に係る事業場の所在地を管轄する保健所長
再生利用個別指定業変更届出書 (経由しない場合は1)	2	
再生利用個別指定業廃止届出書 (経由しない場合は1)	2	

産業廃棄物収集運搬業許可申請書	2 (経由しない場合は1)	県内に主たる事務所がある場合は、その事務所の所在地を管轄する保健所長
産業廃棄物処分業許可申請書	2	当該業に係る処理施設の所在地を管轄する保健所長
産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	2 (経由しない場合は1)	(収集運搬業) 県内に主たる事務所がある場合は、その事務所の所在地を管轄する保健所長
産業廃棄物処理業廃止、変更届出書	2 (経由しない場合は1)	(処分業) 当該業に係る処理施設の所在地を管轄する保健所長
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書	2 (経由しない場合は1)	県内に主たる事務所がある場合には、その事務所の所在地を管轄する保健所長
特別管理産業廃棄物処分業許可申請書	2	当該業に係る処理施設の所在地を管轄する保健所長
特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	2 (経由しない場合は1)	(収集運搬業) 県内に主たる事務所がある場合は、その事務所の所在地を管轄する保健所長
特別管理産業廃棄物処理業廃止、変更届出書	2 (経由しない場合は1)	(処分業) 当該業に係る処理施設の所在地を管轄する保健所長
産業廃棄物処理施設設置許可申請書	2	当該施設の所在地を管轄する保健所長
産業廃棄物処理施設使用前検査申請書	2	
産業廃棄物処理施設定期検査申請書	2	
特定産業廃棄物最終処分場状況等報告書	2	
産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例措置届出書	2	当該施設の所在地を管轄する保健所長
産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例措置変更(廃止)届出書	2	
産業廃棄物処理施設変更許可申請書	2	当該施設の所在地を管轄する保健所長
産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書	2	
産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書	2	
産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書	2	
産業廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書	2	
熱回収施設設置者認定申請書 (産業廃棄物処理施設に係るもの)	2	
熱回収施設休廃止等届出書 (産業廃棄物処理施設に係るもの)	2	
熱回収報告書 (産業廃棄物処理施設に係るもの)	2	
合併・分割認可申請書	2	
相続届出書	2	
土地の形質の変更届出書	2	当該指定区域を管轄する保健所長
廃棄物再生事業者登録申請書	2 (経由しない場合は1)	県内に事業場がある場合は、その事業場の所在地を管轄する保健所長

廃棄物再生事業者登録事項変更届出書	2 (経由しない場合は1)	
廃棄物再生事業者登録事業場廃止(休止、再開)届出書	2 (経由しない場合は1)	
優良基準適合確認申請書	2 (経由しない場合は1)	県内に主たる事務所がある場合は、その事務所の所在地を管轄する保健所長
許可証・指定証・登録証明書・認定証再交付申請書	再交付を受けようとする証又は証明書に係る提出書類の項に準ずる。	

別記第2号様式(第3面)中「法第7条第5項第4号りに規定する」を削り、同様式(第4面)備考4及び5中「すべて」を「全て」に改め、同様式(第4面)備考中7を8とし、6を7とし、5の次に次のように加える。

6 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

別記第3号様式中「次の一般廃棄物処理施設が竣工したので、」を削り、「による施設の使用前検査を」を「により、一般廃棄物処理施設の使用前検査を受けたいので」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

別記第3号様式の2 (第4条の2関係)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者

住 所

氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。

一般廃棄物処理施設の設置場所

一般廃棄物の処理施設の種類

許可の年月日及び許可番号

年 月 日 第 号

※事務連絡欄

(日本工業規格 A列4番)

別記第3号様式の3 (第4条の3関係)

定期検査結果通知書

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。

和歌山県知事

印

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定期検査の結果	
次回の検査期限	年 月 日
※事務連絡欄	

(日本工業規格 A列4番)

別記第4号様式備考1中「される」を「された」に改める。

別記第5号様式(第2面)中「法第7条第5項第4号りに規定する」を削り、同様式(第3面)備考4及び6中「すべて」を「全て」に改め、同様式(第3面)備考中8を9とし、7を8とし、6の次に次のように加える。

7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者(いい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む)。

別記第6号様式(表)中「第9条の3第10項」を「第9条の3第11項」に改め、同様式(裏)備考2及び3中「すべて」を「全て」に改める。

別記第7号様式(表)中「第9条の3第10項」を「第9条の3第11項」に改める。

別記第8号様式(表)中「第9条第5項(同法第9条の3第10項において準用する場合を含む。)」を「第9条第5
第9条の2

項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の3第2項」に改める。

別記第9号様式の次に次の4様式を加える。

別記第9号様式の2 (第10条の2関係)

(表)

熱回収施設設置者認定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者
住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

熱 回 収 施 設 の 設 置 の 場 所		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許 可 の 年 月 日 号	年 月 日 第 号	
及 び 許 可 番 号		
※認 定 の 年 月 日	年 月 日	
※認 定 番 号		
※事務処理欄		

(日本工業規格 A列4番)

(裏)

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
- 6 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
- 7 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 8 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。
- 9 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

別記第9号様式の3(第10条の3関係)

熱回収施設設置者認定証

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。

和歌山県知事

印

認 定 の 年 月 日	年 月 日
認 定 の 有 効 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	
熱回収施設の設置の場所	
熱 回 収 の 方 法	
熱回収に必要な設備	
熱 回 収 率	%
留 意 事 項	1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を知事に提出すること。 2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し又は休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく知事に届け出ること。

(日本工業規格 A列4番)

別記第9号様式の4 (第10条の4関係)

熱回収施設休廃止等届出書

和歌山県知事 様 年 月 日

報告者
住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号		年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理由	
	年月日	年 月 日
廃止、休止又は再開したとき	理由	(廃止・休止・再開の別)
	年月日	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△変更の内容	
	理由	
	年月日	年 月 日
※事務処理欄		

備考

- ※欄は記入しないこと。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

(日本工業規格 A列4番)

別記第9号様式の5 (第10条の5関係)

熱回収報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

報告者

住 所

氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11第1項の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。

認 定 の 年 月 日
及 び 認 定 番 号

年 月 日 第 号

年4月1日から 年
3月31日までの年間の熱回収率

%

備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

(日本工業規格 A列4番)

別記第10号様式（裏）備考5中「すべて」を「全て」に改める。

別記第11号様式（表）中「第9条の3第7項」を「第9条の3第8項」に改め、同様式（裏）備考4中「すべて」を「全て」に改める。

別記第12号様式（第2面）中「法第7条第5項第4号りに規定する」を削り、同様式（第3面）備考2中「すべて」を「全て」に改め、同様式（第3面）備考中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

別記第13号様式（第2面）及び（第3面）中「法第7条第5項第4号りに規定する」を削り、同様式（第4面）備考3中「すべて」を「全て」に改め、同様式（第4面）備考中4を5とし、3の次に次のように加える。

4 ⑨及び⑩の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

別記第14号様式（裏）備考2中「すべて」を「全て」に改める。

別記第20号様式中「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に改め、同様式備考2中「すべて」を「全て」に改める。

別記第21号様式中「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に改める。

別記第22号様式中「第12条の7の7第5項」を「第12条の7の17第5項」に改める。

別記第27号様式中「許可証・指定証・登録証明書再交付申請書」を「許可証・指定証・登録証明書・認定証再交付申請書」に、「又は登録証明書」を「登録証明書又は認定証」に、「又は登録年月日及び登録番号」を「登録年月日及び登録番号又は認定年月日及び認定番号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

和歌山県規則第18号

治山事業施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

治山事業施行規則の一部を改正する規則

治山事業施行規則（昭和29年和歌山県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第2条中「治山治水緊急措置法（昭和35年法律第21号）第2条第1項に定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 森林法（昭和26年法律第249号）第41条に規定する保安施設事業

(2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第51条第1項第2号に規定する地すべり地域に関して同法第3条の規定によって指定された地すべり防止区域（以下「地すべり防止区域」という。）における地すべり防止工事に関する事業

第4条第1項中「申請書」を「治山事業施行申請書」に改める。

第5条の見出しを「（被害の報告）」に改め、同条中「保護管理の責任を負うほか」を削る。

第6条中「この規則に」を「この規則の」に改め、「事業施行地が市町村の区域内にあるもの」にあっては、」を削り、「県事務所長」を「振興局長」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第 4 条関係)

治山事業施行申請書

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

市町村長 氏名 印

治山事業施行規則第 4 条の規定により、下記箇所の治山事業を施行されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 施行箇所 郡(市) 町(村)大字 字 番地ほか筆
- 2 所有者の住所及び氏名
(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)
- 3 施行を必要とする理由
- 4 添付書類 土地使用承諾書 位置図

備考

- 1 所有権を有する者が 2 人以上ある場合は、その代表者の氏名を記入し、ほか何人と記載すること。
- 2 土地使用承諾書の様式は、別に定める様式によること。
- 3 位置図は、施行位置を明示する界図とすること。
- 4 申請書は、施行箇所ごとに作成すること。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第3号

市町村立学校職員の平成23年4月1日における号給の調整に関する規則を次のように定める。

平成23年3月22日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

市町村立学校職員の平成23年4月1日における号給の調整に関する規則

(調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員)

第1条 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成22年和歌山県条例第59号。次条において「改正条例」という。)附則第4項の昇給の号給数の決定の状況を考慮して教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成22年4月1日(以下「調整対象昇給日」という。)における市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号。次条において「給与条例」という。)第12条第1項の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員(調整対象昇給日から平成23年4月1日(以下「調整日」という。)までの期間(以下「特定期間」という。)に給料表の適用を異にする異動(以下「給料表異動」という。)をした職員を除く。)
- (2) 調整対象昇給日において決定された昇給の号給数が市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県教育委員会規則第3号。以下「初任給規則」という。)第33条第5項の規定による昇給の号給数である特定職員(初任給規則第33条第1項に規定する特定職員をいう。以下同じ。)であって、当該号給数と、当該調整対象昇給日における同項の規定により教育委員会が別に定める号給数に1を加えた数にその者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から当該調整対象昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)とが等しくなるもの(次号及び次条第3号アにおいて「期間割非抑制特定職員」という。)(特定期間に給料表異動をした特定職員を除く。)
- (3) 特定期間に給料表異動をした職員であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動(当該給料表異動が2以上あるときは、当該給料表異動のうち最後にした給料表異動。次条第3号ア及びイにおいて同じ。)があったものとした場合に、当該調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は期間割非抑制特定職員に該当することとなるもの
- (4) 前3号に掲げる職員に相当するものとして教育委員会が定めるもの
(調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員)

第2条 改正条例附則第4項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員は、調整対象昇給日に給与条例第12条第1項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年和歌山県教育委員会規則第15号。第3号イにおいて「平成18年初任給改正規則」という。)附則第7項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成22年2月1日(特定職員にあつては、同年1月1日)前となるもの(新たに職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員及び次号に掲げる職員を除く。)
- (2) 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き初任給規則第17条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる者になった職員であつて、特定期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員とな

った者のうち教育委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員を除く。）

(3) 特定期間に給料表異動をした職員であって、次に掲げるもの

ア 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動があったものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かつ、期間割非抑制特定職員に該当しないこととなるもの（次号に掲げる職員及び教育委員会の定める職員を除く。）

イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）のうち平成18年初任給改正規則附則第7項の規定により号給を決定された職員であって、新たに職員となった日から当該給料表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成22年2月1日（特定職員にあっては、同年1月1日）前となるもの

(4) 調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書の許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間若しくは地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をした期間がある職員若しくは教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第2条に規定する職員であって、平成21年4月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、再び勤務するに至り、又は職員に任用されたもののうち、教育委員会の定める職員

(5) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ教育委員会が人事委員会の承認を得て定める職員

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「第14条第1項」を「第14条」に、「さかのぼった」を「遡った」に改め、「平成22年4月1日まで」の次に「（平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあつては、平成19年4月1日から平成21年4月1日まで）」を加える。

和歌山県教育委員会規則第4号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月22日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第9条の2第7項」を「第9条の2第6項」に改める。

第5条の2第2号中「又は第12条第2項」を「、第12条第2項又は市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年和歌山県条例第59号）附則第5項（同条例附則第6項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第4項」に改める。

第9条の2第2項第1号中「第7項」を「第6項」に改め、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項中「第9項」を「第8項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項から同条第12項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第5号

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月22日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1小学校の表有田郡の項中 「西ヶ峯小学校
早月小学校」 を「西ヶ峯小学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第6号

教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月22日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第2号及び第3号」を「第2条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第7号

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月22日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「第18条第1号又は第2号」を「第18条」に改める。

第11条第2項中「一に」を「いずれかに」に、「第18条第1号若しくは第2号」を「第18条」に改める。

第33条第4項中「あらかじめ」の次に「教育委員会が」を加える。

第35条第2号中「若しくは顕彰」を削る。

第39条第1項中「第2条第2号及び第3号」を「第2条」に、「以後」を「後」に改める。

別表第3の1の部6の項学歴免許等の資格の欄中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を(4)とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第283号

昭和49年和歌山県告示第713号(環境基準に係る水域の指定等)の一部を次のように改正する。

平成23年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

別表日方川水域の部を削り、同表山田川水域の部達成期間の欄を次のように改める。

5年を超える期間
で可及的速やかに
達成

和歌山県告示第284号

昭和52年和歌山県告示第340号(公害対策基本法等による公共用水域が該当する水域類型等の指定等)の一部を次のように改正する。

平成23年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

別表水域の欄及び別記1中「日本国有鉄道紀勢本線」を「JR紀勢本線」に改める。

和歌山県告示第285号

昭和52年和歌山県告示第969号(公害対策基本法による公共用水域に該当する水域類型の指定等)の一部を次のように改正する。

平成23年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

別表を次のように改める。

別表

水域の名称	水 域	該当類型	達成期間	備考
熊野川水域	北山川(和歌山県の区域に属する水域)	河川AA	5年以内に可及的速やかに達成	
	熊野川(和歌山県の区域に属する水域)	河川A	〃	

和歌山県告示第286号

昭和53年和歌山県告示第235号(公害対策基本法による公共用水域の水域類型の指定等)の一部を次のように改正する。

平成23年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

別表中 「

古座川水域	古座川(新古座橋から高瀬橋までの水域) 古座川(高瀬橋から上流の水域)	河川A 河川AA	〃 〃	
-------	--	-------------	--------	--

 を 「古

座川水域	古座川（高瀬橋から上流の水域）	河川AA	〃		に改める。
------	-----------------	------	---	--	-------

和歌山県告示第287号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、別表水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）の別表2の1に掲げる類型をいう。）を同表該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域の該当類型に係る基準値の達成期間を同表達成期間の欄に掲げるとおり定める。

平成23年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

別表

水域の名称	水 域	該当類型	達成期間	備考
日方川水域	日方川（新湊橋から上流の水域）	河川C	直ちに達成	
古座川水域	古座川（古座大橋から高瀬橋までの水域）	河川AA	〃	
熊野川水域	市田川（貯木橋から上流の水域）	河川D	〃	

和歌山県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 311号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡上富田町市ノ瀬字後代1972番13地先から同町市ノ瀬字後代2180番3地先まで	旧	11.00 ） 21.40	442.55	
同上	新	14.95 ） 34.80	442.55	

和歌山県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 宇久井港線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井 字太唐地1110番11地先から同町 大字宇久井字太唐地1110番3地 先まで	旧	15.00) 26.99	53.23	
同上	新	13.53) 16.21	53.23	

和歌山県告示第290号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項及び第7条の2第1項の規定により、指定確認検査機関を指定したので、同法第77条の21第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 名称及び住所

財団法人和歌山県建築住宅防災センター
和歌山市ト半町38番地

2 指定の区分

建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条第1号及び第2号に規定するもの

3 業務区域

和歌山市、海南市、紀の川市、岩出市及び海草郡

4 確認検査の業務を行う事務所の所在地

和歌山市ト半町38番地

5 指定年月日

平成23年3月22日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第29号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年3月22日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

第2項の表中 「 地域密着型介護老人福祉施設
みのり西庄園 」 和歌山市つつじが丘7丁目3-3
を 「 地域密
み
介護付
き」

着型介護老人福祉施設
のり西庄園
有料老人ホーム
らら誠 佑
和歌山市つつじが丘7丁目3-3
和歌山市西田井385

に改める。

第4項の表中

「
社会福祉法人ゆたか会身体障
害者療護施設
リハビリ橋本

橋本市柱本22番地

を

「
社会福
支援施
リ社法人ゆたか会障害者
設
ハビリ橋本

橋本市柱本22番地

に改める。

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

平成23年3月22日

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会会長
榎本秀春

1 定義

この指示において「瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）」とは、和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線、和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸崎から徳島県海部郡牟岐町牟岐漁港古牟岐東防波堤灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた水域をいう。

2 操業の制限

平成23年5月15日から同年6月20日までの間、さわらを目的とした操業を禁止する。

3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。